平成２５年（フ）第２１２号
山梨県甲府市上町1505番地　ネクステージサンライフ天神Ａ102
債務者　土橋　　功
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２９号
岐阜県羽島郡笠松町長池558番地の１　コートリリーベル106号室
債務者　藤郷　由香（旧姓田林）
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２４１号
愛知県岡崎市蓬生町字下ノ切51番地
債務者　倉橋　優子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午前11時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
栃木県佐野市堀米町3828番地９　モクリカーサ103、前住所栃木県佐野市朝日町781番地１スカイホームビル655号
債務者　中島　常男
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１０４９号
横浜市神奈川区大口通38番地２　藤和大口コープⅡ107号
債務者　小林　　晃
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０７１号
横浜市栄区桂町64番地１　フォレストピア102号室
債務者　上田　篤史
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２１８号
横浜市戸塚区川上町318番地　県営川上団地33棟106号
債務者　石岡　貢二
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２７２号
横浜市中区末吉町１丁目13番地３　ベイエリア横濱202号室
債務者　佐藤　裕子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３１５号
横浜市青葉区さつきが丘14番地16　さつきが丘メープル107
債務者　小柳　弘昭
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３３４号
横浜市旭区桐が作1789番地
債務者　橋本　新一
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２７号
東京都青梅市東青梅３丁目８番地の12エスカイア東青梅第５　406号室
債務者　澤崎かおり
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３３９号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町139番地74
債務者　吉野　　恵
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３４０号
栃木県矢板市鹿島町３番３号　メゾン大京Ｂ―105号
債務者　長谷川次男
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３４５号
栃木県宇都宮市中岡本町2919番地112　ミナミハイツ202、前住所栃木県宇都宮市中岡本町2663番地176
債務者　永島　康男
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３４７号
栃木県日光市山口929番地８、前住所埼玉県さいたま市北区櫛引町２丁目197番地２
債務者　辻　　友美
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係